

# お知らせ

## 人材育成基金活用推進事業の募集をします

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

### ■ 補助対象者

町に1年以上在住または勤務している方やこれらの方で構成する団体が、令和6年度中に実施する次のような事業

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調査研修事業（国内3日以上、国外5日以上）
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業（国内3日以上、国外5日以上）
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会の事業で、効果が地域住民に還元されるもの

### ■ 補助率

- ①・②：補助対象経費の3分の2以内（個人…国内10万円・国外50万円まで、団体：50万円まで）
- ③：補助対象経費の2分の1以内（50万円まで）

### ■ 申請方法

セールス戦略課で配布する申請書等を事業開始の1か月前までに必ず事前相談のうえ、提出してください。申請書等は町HPからもダウンロードできます。

○ 申請期限 4月26日（金）【必着】

○ 内定 5月中を予定。

■ 申請先・問合せ セールス戦略課ふるさとプロモーション係（☎23-3042）

## 令和6年度「高校生の短期留学海外姉妹都市ホームステイ研修事業」のお知らせ

町では、人材育成基金を活用し、高校生の短期留学によるホームステイ研修事業を実施します。

なお、国際情勢やその他の状況により、やむを得ず事業を変更または中止することがあります。

### ■ 研修事業の内容

- 研修・滞在先 スウェーデン王国レクサンド市
- 研修日程 9月下旬～11月上・中旬の8日間程度（学校を欠席する必要があります。）
- 研修費用 研修費用は約55万円を目安として、研修費用の3分の2以内を町が補助します。

### ■ 募集内容（日程や費用は、今後変更となる場合があります。）

- 対象者・人数 応募締切日時点で町に1年以上在住する高校生3名（レクサンド高校と姉妹校である当別高校の生徒と一緒に研修を行います。）
- 募集期間 4月1日（月）～4月30日（火）
- 提出書類 申込書（写真添付）、作文（日本語と英語）など。書類はセールス戦略課窓口に備付けてあるほか、町HPに掲載します。
- 選考方法 1次試験：書類選考、2次試験：英会話等による面接試験（5月中予定）
- 事前研修 スウェーデンに関する基礎知識習得のため、事前研修を行います。（6月～7月頃予定）
- 申込先・問合せ セールス戦略課ふるさとプロモーション係（☎23-3042）

広 告

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が改正となりました

<児童扶養手当>

手当の区分	改正後
児童扶養手当 (全部支給)	45,500円
児童扶養手当 (一部支給)	所得に応じて 45,490円～10,740円
児童2人目の加算額	所得に応じて 10,750円～5,380円
児童3人目以降の 加算額	所得に応じて 6,450円～3,230円

**問** 保健福祉課福祉係 (ゆとろ内・☎23 - 3019)

<特別児童扶養手当>

手当の区分	改正後
特別児童扶養手当1級	55,350円
特別児童扶養手当2級	36,860円
特別障害者手当	28,840円
障害児福祉手当	15,690円
経過的福祉手当	15,690円

**問** 介護課障がい支援係 (ゆとろ内・☎25 - 2665)

乳幼児のいる世帯へ町のごみ袋を無償配布

町では、少子化対策事業として子育て世帯を応援するために、1か月につき1人当たりおむつ用ごみ袋(20L袋)10枚を無償で配布します。

なお、対象世帯には4月下旬までに引換書を送付します。

**対象** 令和4年5月1日以降に生まれた乳幼児がいる世帯 **配布** ゆとろ、太美出張所 **問** 保健福祉課福祉係 (ゆとろ内・☎23 - 3019)

「第2期 当別町農業10年ビジョン(素案)」に対するパブリックコメントを募集します

現在、当別町農業の強みを活かし、新鮮で安全安心な農産物の生産を行うことを基本理念とした「当別町農業10年ビジョン」の見直しを行っています。そこで、「第2期当別町農業10年ビジョン(素案)」に対して、皆さんの意見を募集しています。

**期限** 4月30日(火) **閲覧** 町役場(1階:環境生活課、3階:農務課)、ゆとろ、総合体育館、太美出張所、西当別コミュニティセンター、町ホームページ **提出** 農務課へ郵送、FAX、メール。または、閲覧場所に設置した投函箱。 **注意** 電話や窓口など、口頭での受付は行いません。 **問** 農務課農務係 (☎23 - 3091)

広告

広告

広告

広告

# お知らせ

## 水道の届け出を忘れずに

引っ越しなどで水道の使用停止や開始をする時は、住民票の住所変更とは別に、水道の届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口のほか、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料がかかりますので、忘れずにご連絡ください。退去される際は凍結などの事故を防ぐため、水道の使用が終わりましたら水抜きをお願いします。

また、所有者や使用者の死亡等による名義変更や建物を取り壊す場合なども、届け出が必要です。

**問** 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

## トイレの水洗化(合併処理浄化槽設置)費用を補助

下水道が整備されていない地域を対象に、合併処理浄化槽の設置に係る費用の一部を補助します。

ただし、すでに設置工事に取り掛かっている場合は対象となりません。

**対象** ①トイレがくみ取り式または単独浄化槽を合併処理浄化槽に換える工事 ②新築住宅で合併処理浄化槽を設置する工事 **補助** 設置する浄化槽により補助上限額が異なります。詳しくは町HP(右記QRコード)等でご確認ください。**問** 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)



## 引越しによる転入・転居の際にはマイナンバーカードの住所変更手続きが必要です

引越しによる転入・転居手続きの際はマイナンバーカードの住所の書き換えや、券面事項更新、継続利用の手続きが必要になります。

**届出** 「転入」は転入手続をした日から90日以内で、「転居」に期限はありません。**注意** 届出期間を過ぎるとマイナンバーカードは使用できなくなります。再交付を希望する場合は、手数料がかかります。

**他** 手続きにはカードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要になるほか、電子証明書の発行を希望する場合は署名用電子証明書用暗証番号(英数字6~16文字)も必要です。暗証番号が分からない場合は再設定が必要となりますので、窓口でお申し出ください。

**問** 住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

## 森林の土地取得時には忘れずに「森林の土地所有者届出」を行いましょ

売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併等により森林の土地を取得した場合には、「森林の土地所有者届出」を行う必要があります。

届け出がないと森林所有者がわからないため、林道の整備や間伐を行う際に承諾を得られず、健全な森林管理が行えなくなります。

**問** ゼロカーボン推進室林政係 (☎ 27 - 5089)

広 告

広 告

広 告